

2017年度目録委員会記録 No.4

第4回委員会

日時：2017年7月8日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会

出席：渡邊委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、平田、村上、横山

<事務局>三浦

[配布資料]

1. 刊行に向けてのメモ_201707（3ページ-A4、渡邊委員長）
2. 検討課題洗い出し（23ページ-A4、渡邊委員長）
3. 付録#B 三次元資料の種類を示す用語（追加分）と用いる助数詞（5ページ-A4、野美山委員）
4. 付録#B.2 助数詞一覧表（3ページ-A4、野美山委員）
5. 付録#A.2 大文字使用法_20170708（9ページ-A4、村上委員）
6. 付録#A.3 略語および記号_20160708（11ページ-A4、村上委員）
7. 付録#A.4 個人の名称のための追加規定_20160708（6ページ-A4、村上委員）
8. 付録#F 用語解説 統合版（Excel）暫定リスト_20170708（10ページ-A3、木下委員）
9. 付録#F 用語解説 表の用語_20170708（17ページ-B4、河野委員・平田委員）
10. パブリック・コメント管理_170708（15ページ-A4、横山委員）
11. 読みの問題に関するメモ_201707（3ページ-A4、渡邊委員長）
12. 2017年度第3回目録委員会記録（案）（6ページ-A4）
13. 2017年度第2回目録委員会記録（6ページ-A4）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認
 - ・2017年度第3回の記録（資料12）を確認した。
2. 新NCRの刊行に向けて
 - ・資料1に基づき、刊行までの作業スケジュールおよび作業分担を確認した。

[検討事項]

1. 付録#B 三次元資料の種類を示す用語（追加分）と用いる助数詞について
 - 資料3、4に基づき検討した。
 - ・表#B.1「三次元資料の種類を示す用語（追加分）」、表#B.2「三次元の資料数量の記録に用いる助数詞」の構成とする。
2. 付録#A.2 大文字使用法について
 - 資料5に基づき検討した。
 - ・#2.0のa)～d)に合わせて、#A.2.1.1 原綴形を追加し、#A.2.1.2 ローマ字形、#A2.1.3 翻

字形、#A.2.1.4 漢字仮名まじり形と一つずつ番号を繰り下げる。

- #A.2.1 通則の冒頭を「#A.2.1.1～#A.2.1.4 で示すとおり、当該言語の慣用に従って語を大文字で始める。本付録の指針によって扱われていない語は小文字で記録する。本規則で規定していない事項は各言語の用法に関するマニュアル等を参照する。」等とする。
- #A.2.2 以下は、RDA とは異なる順序となるが、条文本体でのエレメントの出現順に配列しなおす。
- #A.2.1.3 漢字仮名まじり形の例示について、理解しやすくするため、「本則=University Press 選書」、「別法=UNIVERSITY PRESS 選書」のように本則と別法で同じ例示を使用する。

3. 付録#A.3 略語および記号について

資料 6 に基づき検討した。

- 付録#A.3 のタイトルは「および記号」を削除して「付録#A.3 略語」とする。
- 規則本体が体现形、著作、個人・家族・団体という順で配置されていることに合わせ、#A.3.2 転記、#A.3.3 著作のタイトル、#A.3.4 個人・家族・団体、場所の名称の順に改める。

4. 付録#A.4 個人の名称のための追加規定について

- 各国人の名称に関する扱いは外部の参考資料にゆだね、#A.4 は新 NCR として作成しないこととする。

5. 付録#F. 用語解説について

資料 8 に基づき、現 NCR の用語解説にある語で未収録のものと、エレメント名・語彙等ではない RDA 用語を暫定リストに追加したものを検討した。

- ビデオ・フォーマットについて、「エンコーディングする」としているが「符号化する」との案が出ている。他の用語でも「エンコーディング」を使用しているので新 NCR の条文の確認を再度行う。

6. 付録#F. 用語解説_表の用語について

資料 9 に基づき、検討を行った。

- 全体条文案の各種語彙リストの用語を抽出した表形式の用語解説資料を作成し今後の作業方法について確認を行った。
- 規則本体における語彙のリストの中に併記した英語の用語の一部に、現在の RDA の用語と異なっているものがあることを確認した。例えば、「塩化銀」に併記した「silver halide」は、現在の RDA では「silver halide emulsion」となっている。
- 語彙の用語について、「～の用語の一種。」とする。

7. パブリック・コメント管理について

資料 10 に基づき、確認を行った。

- パブリック・コメントおよび検討集会での質疑・応答も含め現段階までのものを管理表

にまとめてある。

8. 読みの問題について

資料 11 に基づき、検討を行った。

- ・ 読みを独立したエレメントとはしないが、各機関がエンコーディングによって必要とみなした出版者などのエレメントに読みを付すことは可能と考えられる。
- ・ 読みの絶対的な必要性には議論があるが、個人等の名称と家族については識別に不可欠であるため読みを付することは必要とする。
- ・ 著作のタイトルの読みと体现形のタイトルの読みの重要度をどう考えるかにより対応が異なってくる。

【重要度が異なると考える場合】

- ・ 統制形の規定の中に読みのルールを策定する。
- ・ それを援用して体现形のタイトルにも読みを付すことを可能とするか、検討する。

【重要度が異なる場合】

- ・ 読みのルールを統制形の外に策定をする。その際、統制形については読みが必須であることの規定を行う。
 - ・ 実体ごとに個別に対応しなければならない例外箇所が出てくると思われる。
 - ・ 読みのルールを策定するためには第 1 章の中に文字種の規定も必要となってくる。ただし、それにより現在の全体条文案の大幅な修正が発生する。また、文字種の規定にある読みの条文は理解しづらいとの意見もあり統制形の外に出すことがいいことなのかとの疑問がある。
 - ・ 読みのルールをまとめた利点として、責任表示や出版者の読みのルールとして採用できる。各機関で慣行として採用している読みの有無に関して特に規定はしない。
- #2.1 タイトルの例示に読みを入れ込むかの課題が残る。

次回以降の委員会の予定

9月9日(土)、10月14日(土)、11月11日(土)

以上